（別紙様式１の１）

**技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート**

※技術の提供・貨物の輸出（外国出張に伴う技術・貨物の持ち込み・発表、国内であっても外国の研究者が対象となる情報提供などを含む）を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。外国からの研究者等を受け入れる場合は、様式１の２を提出してください。

申請年月日：　　　　　年　　月　　日

申請者氏名：　　　　　　　　　　　　　　所属・職名

連　絡　先：　Tel　　　　　　　　　　　 E-mail

１．取引区分・類型

|  |  |
| --- | --- |
| 取引区分 | □共同研究　　　□受託研究　　　□研究成果提供　　　□学術交流協定　　　〔秘密保持契約（□あり　□なし）〕□会議等の出席・参加・主催　　　□外国出張　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取引類型 | □技術の提供　※該当する提供方法全てにチェック〔□指導・発表　　□意見交換　　□電話　　□電子メールの送信　　□インターネット経由のファイル交換　□共用データベースへの掲載　　□書面の送付　　□記録媒体の送付　　□マニュアル・図面・データ等の供与　□装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）〕□貨物の輸出　※該当する輸出内容にチェック　〔□試料・サンプルの送付　　□装置等の送付〔□自作品　□改造品　□購入品〕　　□その他（　　　　　　　　）〕 |

２．相手先の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 契約先・依頼元 | 名称（英字）： |
| 所在地： |
| 需要者・利用者 | 名称（英字）： |
| 所在地： |
| 仕向地（国名） |  |
| 取引経路 | 　　　　　　　　　　　　　　　→　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→ |
| 契約予定 | 年　　　　月　　　　日 | 取引予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |

３．技術・貨物の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 技術提供者・貨物輸出者（所属・職名・氏名） |  |
| 提供技術・輸出貨物の名称及び仕様 | （可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。） |
| 相手方の使用目的 | （可能な限り詳しく、具体的に記載。別紙添付可。） |

　※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に全員を列記してください。

４．相手先に関する懸念情報

|  |  |
| --- | --- |
| 相手先が、外国ユーザーリストに掲載されている。※必ず最新のリスト（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照してください。 | □はい　　□いいえ |
| 仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。 | □はい　　□いいえ |
| 相手先が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機をいう。以下同じ。）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。 | □はい　　□いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。 | □はい　　□いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。 | □はい　　□いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。 | □はい　　□いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | □はい　　□いいえ |
| その他の懸念情報を有するとした理由を記入してください。 |

５．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術の提供である。 | □はい　　□いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい　　□いいえ |
| 上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。 |

　※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆実験施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

６．自己判定

|  |  |
| --- | --- |
| 「５．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。 | □はい　　□いいえ |
| 「３．技術・貨物の情報」に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。※必ず最新の「マトリクス表」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>）を参照してください。 | □はい　　□いいえ |
| 「４．相手先に関する懸念情報」がすべて「いいえ」である。 | □はい　　□いいえ |

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

□　取引可　　　　　　　　　　　　　　　（担当者確認欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理責任者 | 管理担当者 |  |  |
|  |  |  |  |

□　取引審査票の起票を要する